

平成 12 年 11 月 24 日

文 部 省 殿

電子計算機借料の契約に関する要望書

国立大学情報処理センター協議会

代表幹事 美宅 成樹

(東京農工大学総合情報処理センター長)

コンピュータ技術・通信技術の発展によって、大学の情報処理センターの役割は急速に大きくなってきています。大学本来の目的である研究・教育はもとより、事務部門の業務、地域連携、留学生への対応など国際関係の業務等々、数年前と比較しても大学の情報処理センターが直接、間接に行う業務は、飛躍的に増大し、多様化してきています。こうした大学の情報化の現状を考えたとき、電子計算機借料の契約に関する最近のルールの変更（借料の年限の延長）は時代の要請に逆行するものと言わざるを得ません。IT 革命の時代と言われる現在、コンピュータ・ネットワーク技術は年々革新を遂げているところから、借料の年限を延長することは、様々な側面で不都合を生じています。その具体的な理由は以下のとおりです。（１）遅れたコンピュータ・ネットワークシステムを用いることから、教育（特に情報教育）が陳腐化してしまいます。（２）コンピュータの並列化やネットワークの高速化など新しい技術の流れに遅れることは、大学における独創的な研究にとって致命的になりかねません。（３）相対的に能力の低いコンピュータに対して同じ借料を支出することは、予算の非効率的運用ということになります。（４）大学のシステム更新時に新しい技術を導入するケースがあり、企業から見ても産業活性化の機会が減ることになります。

このようなことから、電子計算機借料の契約に関して、以下の３件をご検討いただければ幸いです。

契約期間の短縮： ４年の契約期間が現在５年に変更されているが、これを４年に戻す、ないし３年に短縮できるようにする。

契約期間の弾力化： 契約期間に幅（例えば、３年から６年）を設け、大学の事情により選択できるようにする。

契約金額の増額： 契約期間が長くなっていることから、実質的な予算削減となっており、これを増額する。